

# 吸收分割契約に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2024 年 11 月 1 日

井関農機株式会社

株式会社牛ゼキ関西中部

2024年11月1日

愛媛県松山市馬木町700番地  
井関農機株式会社  
代表取締役 富安 司郎

愛知県安城市和泉町大北61番地  
株式会社ヰセキ関西中部  
代表取締役 佐竹 浩

### 吸收分割に係る事前開示事項

井関農機株式会社(以下「分割会社」といいます。)及び株式会社ヰセキ関西中部(以下「承継会社」といいます。)は、井関農機株式会社を吸收分割会社とし、株式会社ヰセキ関西中部を吸收分割承継会社として、井関農機株式会社の施設事業に関して有する権利義務を、2025年1月1日を効力発生日として、株式会社ヰセキ関西中部に承継させる吸收分割(以下「本件吸收分割」といいます。)を行う旨の吸收分割契約を、2024年11月8日付で締結いたします。

本件吸收分割を行うに際して、井関農機株式会社が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、株式会社ヰセキ関西中部が、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

#### 記

##### 1. 吸收分割契約の内容

別紙1のとおりです。

##### 2. 分割対価の相当性に関する事項

分割会社は、本件吸收分割に際して、承継会社から株式その他の資産の割当を受けません。このことについて、分割会社と承継会社が完全親子会社の関係にあることを踏まえ、分割会社及び承継会社が協議の上で決定したものであることから、相当であると判断しております。なお、本件吸收分割により、承継会社において、資本金及び準備金の額は変動しません。

##### 3. 承継会社についての次に掲げる事項

###### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

###### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担  
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

承継会社は、承継会社を吸収合併存続会社、株式会社ヰセキ北海道、株式会社ヰセキ東北、株式会社ヰセキ関東甲信越、三重ヰセキ販売株式会社、株式会社ヰセキ中四国および株式会社ヰセキ九州を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2025 年 1 月 1 日とする吸収合併を行う予定です。

4. 効力発生日に剰余金の配当等として承継会社の株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担  
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 承継会社

承継会社の最終事業年度における貸借対照表における資産の額は 16,844 百万円、負債の額は 13,635 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、2024 年 9 月 30 日現在において、承継会社が承継する資産の額は 281 百万円、負債の額は 196 百万円を予定しております、引き続き、資産の額が負債の額を上回る見込みです。

また、承継会社において、同日から本件吸収分割の効力発生時までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 分割会社

分割会社の最終事業年度における貸借対照表における資産の額は 130,642 百万円、負債の額は 82,222 百万円です。また、本件吸収分割により承継会社に承継させる予定の資産及び負債の見込み額は、2024 年 9 月 30 日現在においてそれぞれ 281 百万円及び 196 百万円であり、本吸収分割後においても、分割会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

また、分割会社の今後の事業活動において、債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。

以上により、効力発生日以後における分割会社の債務につき、履行の見込みはあると判断しております。

以上